

令和8年度から変わる

二中PTAのアシヤコシ

たった3年間。されど子どもたちにとって大きな意味を持つ大事な3年間。二中PTAは、学校で過ごす子どもたちを「できることをできる範囲で」見守り支え、学校と保護者をつなぐ任意団体です。

総務部

会長1名と副会長、会計、書記、幹事各2名からなる組織。PTAの運営事務を担う

役員の全体活動：年3回の会議（総務会）

個々の活動：（会長）校内外の会議出席、役員のリフォロー、保護者の問い合わせ窓口
（副会長）会長のリフォロー、総務会の運営
（会計）運営費管理（書記）年1回広報誌発行、議事録・お便り作成
（幹事）マメールの配信

総務部活動のポイント

学年の枠を超えた交流ができ、様々な学校の様子や受験等の情報が入りやすくなります。子どもたちの活動を間近で見られる機会が増えます。学校から卒業式にも招待いただけます。

集金サポート

活動費の集金を行う。

人数：各クラス2名程度

活動日：5月下旬の1日（午前2時間程）

卒対

3年生の卒業を祝うための準備を行う。

対象：3年保護者 各クラス2名程度

活動時期

（昨年度の例）：7月頃集金

11月頃から準備開始

2月～各種発注

給食試食会ボランティア

給食試食会を行う。

※あくまでボランティア活動であり、集まらない年は実施しない。

内容：試食会参加者の募集と取りまとめ
当日の設営 など

※会場予約や日程決めなど学校との調整は総務部が行います。

会計監査

PTAの他、部活や各学年、給食など学校に係る会計の監査を行う。

人数：2名

活動日：2,3学期中 各2～3日程

（昨年度は10月,3月）

Q & A

PTA会費と活動費の違いとは？

PTAへの加入・非加入に関わらず、活動にご賛同いただけるご家庭に対し、活動費として年額500円を収集しています。

活動費は生徒と保護者が聴講する講演会費や生徒の委員会活動（緑化委員会）への支援、広報誌の発行などに使用します。

※詳しくは4月下旬に行う総会の資料をご覧ください。

係や委員会がなくなったらこれまでの免除規定はどうなる？

令和8年3月に実施した臨時総会にて、係の廃止と委員会の内容変更が可決されました。[1家庭1係]、[在校中1委員会所属（各委員会で人数制限あり）]のルールはなくなりましたが、免除規約に則り令和6,7年度に委員会に属していた保護者（生徒が現2,3年生）は集金サポートと卒対、会計監査が免除となります。

また、令和8年度以降に集金サポートと会計監査を担った方は、令和9年度以降の活動は該当する生徒が在校期間中免除となります。卒対は3年のみが担う為免除規定はありませんが、卒業式に優先席を利用できる権利があります。

総務役員経験者は、令和7年度より全活動及び総務役員を永年免除となっております。

※永年免除:在校中、入学前に関わらず世帯全ての子どもに対して免除規定が採用されます。

PTAに加入するメリットとは？

- * 新座市では各小中学校のPTA会長が集まり情報を交換する場があり、得た様々な情報をPTAだよりを通してお伝えしていきます。
- * [集金サポート] [卒対] [会計監査] [総務部] などの活動に参加することで、子どもの学校での様子を垣間見ることができ、先生や他の保護者との関わりが増えることでコミュニケーションもスムーズになります。
- * 加入者は二中PTAに対する議決権を持ち、総務部を含めた各活動内容に対し賛成・反対等の意見を言うことができます。
- * PTAの活動は全生徒に関わる為、未加入の生徒が不利益を被ることはありません。

PTAの趣旨

保護者、教職員の立場からできる範囲で二中に在籍する生徒の情操等を育めるよう、また保護者と学校が連携できるよう協力していくものです。